# 介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来に わたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費 負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

## 2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、 財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。 特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,300 億 円は確実に確保すること。
- (2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。
- (3)居宅での介護が困難な低所得高齢者について、住まい確保支援策を拡充すること。

#### 3. 次期制度改正について

次期制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの 中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図る こと。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携や態勢の構築が図られるよう、情報提供を行うとともに、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

さらに、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等の人員配置について、国の基準を充たすために必要な経過措置や緩和措置を講じるとともに、人件費に係る財政支援を拡充すること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整

備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等は、地域により偏りがあることから、 適切な支援と弾力的な対応を図ること。

- ② 新しい総合事業について、過度な利用者負担の増や入所規制等のサービス低下が生じないよう、移行に伴い増加が見込まれる人件費に財政措置を講じること。
- ③ 事業費の上限については、都市自治体において多様な事業の実施が求められていることを勘案し、地域の実態等を踏まえ、弾力的なものとすること。
- ④ 地域支援事業への移行に当たっては、早期に国民や事業所への周知徹底を図るとともに、円滑な導入と効率的な事業実施のため、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、速やかな情報提供、指針の提示、先進事例の周知、研修の実施等、十分な支援を行うこと。

- ⑤ 認知症関連事業について、地域支援事業への移行後も補助制度を維持すること。
- (3) 軽度の要介護者に係る特別養護老人ホームへの入所については、地域の実態を十分検証したうえで、具体的な指針を示すこと。
- (4) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。
- (5) 一定以上所得者の利用者負担の引上げに当たっては、都市自治体の事務負担に配慮すること。

#### 4. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、国の 責任において早急に適切な措置を講じること。

(2)介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置を 拡充するとともに、事業所の勤務環境の改善を図ること。 (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。

## 5. 第1号保険料について

- (1)第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。

## 6. 要介護・要支援認定について

要介護・要支援の認定有効期間について、延長、または、認定有効期間を廃止した うえで認定区分の見直しが必要な場合に区分変更申請を行うこととするなど、制度の 見直しを行うこと。

## 7. 介護報酬等について

- (1)平成27年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (2) 国の官公庁が存在しない地域についても、事業所の健全な運営と質の高い安定したサービスの提供や必要な人材の確保のため、地域の実情を踏まえ、介護報酬の地域区分の見直しを行うこと。

## 8. 東日本大震災関係について

- (1)被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (2)被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の 責任において全額財政措置を講じるとともに、平成24年10月以降の都市自治体負 担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第1号 被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成25年度分から財 政措置を講じること。

### 9. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保 険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 施設入所者の補足給付に係る資産要件の検討に当たっては、都市自治体に過重な事務負担とならないよう配慮すること。

また、所得の把握に当たっては、より負担の公平性を確保する観点からの検討を 行うこと。

- (3) 救護施設等の福祉施設について、「住所地特例」の対象とすること。
- (4) 介護支援専門員の業務の公正性・中立性確保の観点から、専門員が所属する居宅 介護支援事業所について検討を行うこと。
- (5)介護療養病床の転換については、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。
- (6) 住宅改修費の助成限度額について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (7)認知症研修体制を制度上に明確に位置付け、従事者の対応能力の向上を図ること。 また、若年性認知症について、総合的に支援できる相談員の養成・研修を制度上 に明確に位置付けること。
- (8)介護保険被保険者証と負担限度額認定証の一本化等、事務負担の軽減を図ること。